

令和6年度 事業計画書



社会福祉法人 朝倉市社会福祉協議会

目 次

令和6年度事業計画

I	基本方針	3
	【重点項目】①～⑥	4
II	基本計画	6
	総務課	
	1. 法人運営事業	6
	2. 社会福祉充実計画	6
	3. 社協事業の広報活動	7
	4. 指定管理事業	7
	5. 福祉表彰	7
	6. 赤い羽根共同募金事務	8
	福祉課	
	1. 小地域福祉活動の推進	8
	2. 生活支援体制整備事業	9
	3. 相談事業	9
	(1) 総合相談	
	(2) 生活福祉資金貸付事業	
	(3) 日常生活自立支援事業	
	(4) ふくおかライフレスキュー事業	
	4. 成年後見センター運営事業	10
	5. 災害ボランティアセンター事業	10
	(1) 災害ボランティアセンター事業	
	6. ふれあいのまちづくり事業	11
	(1) ボランティアに関する相談支援事業	
	(2) 地域福祉活動推進事業	
	(3) 高齢者等地域見守り活動事業	
	(4) 福祉ボランティア団体支援事業	
	(5) 住民福祉ボランティアのつどい事業	
	(6) 布の絵本育成事業	
	(7) 心配ごと相談事業	

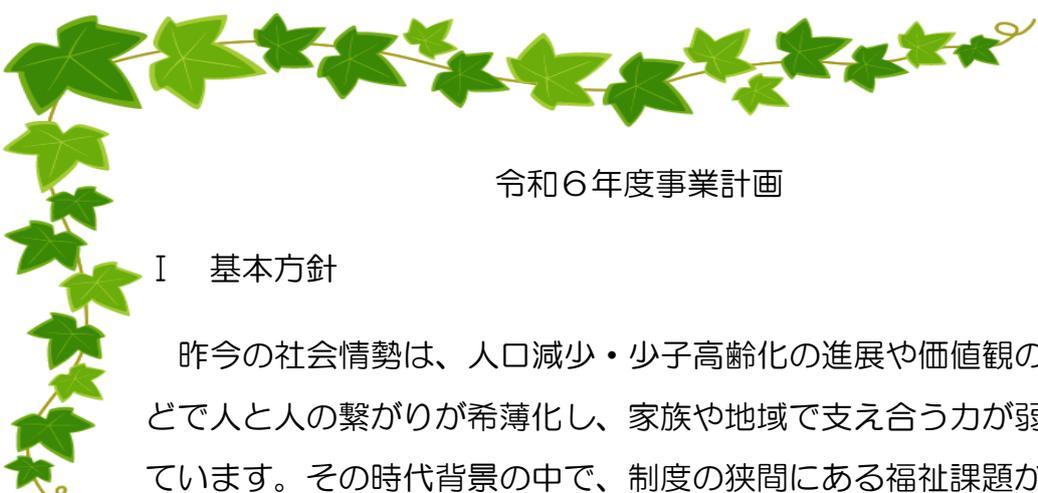
7. 障害者総合支援法 障がい者関連事業	12
(1) 地域生活支援事業	
(2) 障がい者移動支援事業	
8. 介護予防事業	14
(1) ふれあい・いきいきサロン（地域ミニデイサービス推進事業）	
(2) いきいき健康クラブ（通所型介護予防普及啓発事業）	
(3) 外出支援サービス事業	
(4) 高齢者筋力トレーニング事業	
(5) 健康づくりサポート事業	
9. 共同募金配分金事業	15
(1) 高齢者福祉の推進	
(2) 障がい児・者福祉の推進	
(3) 児童・青少年福祉の推進	
(4) 福祉育成援助活動の推進	
10. その他の事業	17
(1) P-UP事業	
(2) 福祉体験学習	
(3) 福祉機器の貸出	
(4) 社会福祉士実習生受入れ	

III 資料

第2次朝倉市地域福祉計画・第4次朝倉市地域福祉活動計画（地域福祉・活動計画）体系コード表	18
--	----



社協マスコットキャラクター
フクシー



令和6年度事業計画

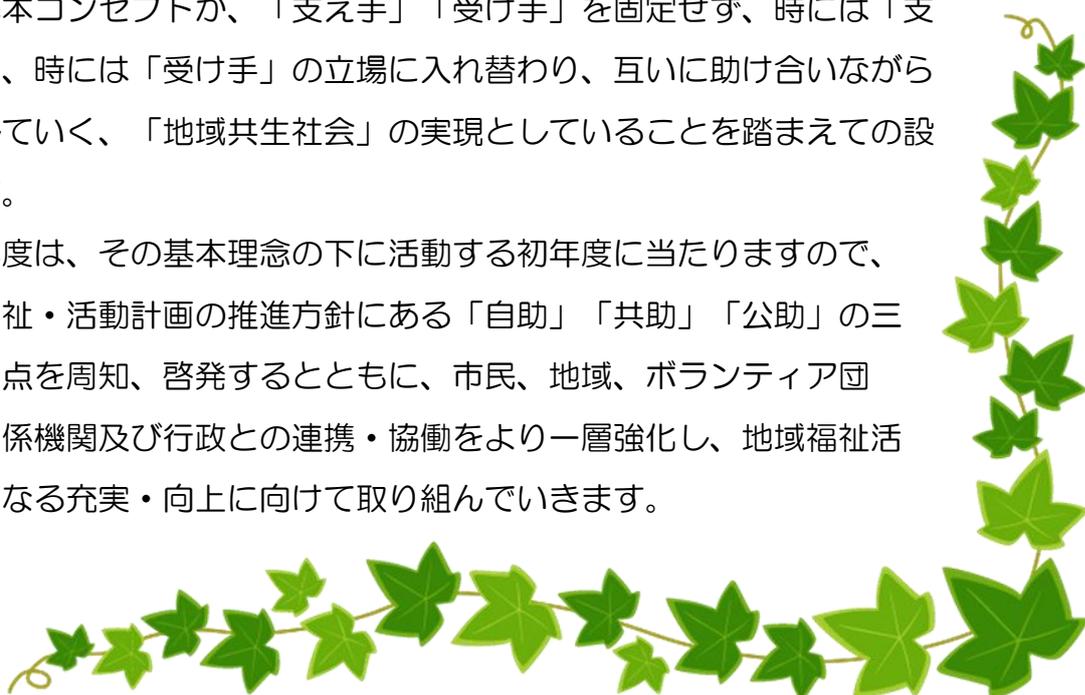
I 基本方針

昨今の社会情勢は、人口減少・少子高齢化の進展や価値観の多様化などで人と人の繋がりが希薄化し、家族や地域で支え合う力が弱まってきています。その時代背景の中で、制度の狭間にある福祉課題が同世帯の中で絡み合い、複雑かつ多様化し、8050問題、ヤングケアラー、セルフネグレクトなどの解決困難なケースが多発しています。

このような福祉課題を単独・単体で対応するにはもはや限界があり、市と本会が車の両輪となって、総合的かつ重層的に取り組んでいくことが、喫緊の政策課題となっていました。

そこで、今回、初めて市の地域福祉計画と本会の地域福祉活動計画を一体的に1冊に纏め、令和6年度から令和10年度までの「第2次朝倉市地域福祉計画・第4次朝倉市地域福祉活動計画」(以下「地域福祉・活動計画」という。)を策定しました。基本理念は、「ともに認め合い 支え合い みんなで進める共生のまちづくり」です。これは、国の福祉改革の基本コンセプトが、「支え手」「受け手」を固定せず、時には「支え手」、時には「受け手」の立場に入れ替わり、互いに助け合いながら暮らしていく、「地域共生社会」の実現としていることを踏まえての設定です。

本年度は、その基本理念の下に活動する初年度に当たりますので、地域福祉・活動計画の推進方針にある「自助」「共助」「公助」の三助の視点を周知、啓発するとともに、市民、地域、ボランティア団体、関係機関及び行政との連携・協働をより一層強化し、地域福祉活動の更なる充実・向上に向けて取り組んでいきます。



【重点項目】

① 小地域福祉活動の推進

地域福祉・活動計画の具現化に向けて、地域の実情に寄り添った無理のない的確な福祉活動を推進するため、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）による小地域活動のP D C Aサイクルづくりを支援します。

② 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が十分ではない人の生命・身体・財産を守るための制度として、平成12年に始まりました。しかし、未だその活用が十分になされていない状況にあるため、「朝倉市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市からの委託を受け、中核機関として普及体制を構築し、利用促進に取り組みます。

③ 人と人、人と地域の互助の輪づくり

新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、人の行動の制限がなくなったことにより、地域のサロンや地区社協との連携を密にし、つながりある、支え合える「向こう三軒両隣」の関係づくりを進めます。

④ 親しまれ、信頼される市社協づくり

みなさまから愛され、親しまれ、信頼される朝倉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）を目指し、市社協のマスコットキャラクター『フクシー』の活用を通じて、活動内容の情報発信や情報公開に努めます。

⑤ 災害に強い地域づくり

災害が頻発する昨今、「災害に強い地域づくり」を目指し、朝倉市・市社協・関係団体、ボランティア・地域住民が一体となって地域全体で活動できるよう、防災への意識づくりやノウハウの普及に努め、非常時に備えます。

⑥ 共同募金運動の推進と配分金事業の充実

ここ数年のコロナ禍により、共同募金街頭啓発活動は、声出しをやめて音声のみでの呼びかけや、啓発用の品をビニール手袋着用で渡すなど接触を避ける行動を行わざるを得ませんでした。

募金額も減少傾向であることから、募金啓発の充実に向けては、個人の呼びかけだけでなく、ご協力いただける企業・団体の拡大に向けて、共同募金運動の更なる推進と共同募金配分金事業の充実を図ります。



II 基本計画

※ (〇-〇-〇) は、「地域福祉・活動計画体系コード表」(P18 参照)の該当するコードを表記しています。

総務課

1. 法人運営事業 (1-(3)-①・2-(3)-①)

ホームページを令和5年度末にリニューアルしました。ホームページをご覧頂いている方が、分かりやすく、見やすく、検索しやすく、また参加してみようといった思いにつながることを意識して、改善いたしました。

これからもみなさまの声を聞き、地域での福祉に関する情報や取り組みが伝わる情報発信に努めます。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、日常が少しずつ戻ってきましたが、未だに終息は見られません。これまでと同様に会議等においては、衛生面に留意し、感染拡大防止に努めます。

職員においては、人材育成に努め、研修等を通じたスキルアップにより体制を整え、組織の現状や課題を共有し、職員が同じ視点で動けることを目標にします。

2. 社会福祉充実計画 (1-(2)-①・1-(3)-①・3-(2)-①)

社会福祉充実計画の本会事業計画では、令和6年度に最終年度の5カ年を迎えます。事業計画の初年度から、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業計画のマイクロバスの購入が大幅に遅れ、また広報活動においても地域に出向けない時期がありました。

ようやく、新型コロナウイルス感染症の影響が薄らぎ、令和4年度に計画していたマイクロバスの購入が最終年度の令和6年度に実現いたします。マイクロバスには、利用者からの要望でもあった車椅子を置くスペースの確保やクーラーボックスの設置、手荷物スペースの確保を考慮し快適に利用していただけるための車両です。

※社会福祉充実計画とは

平成 29 年 4 月 1 日以降、毎会計年度、社会福祉法人はその保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければなりません。さらに、その算定の結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要があります。

3. 社協事業の広報活動（1-(3)-①・2-(3)-①）

朝倉市社協マスコットキャラクター「フクシー」を活用し、市民の認知度を上げ、親しみのある広報紙「社協だより」やホームページ、フェイスブックの作成に努めます。

また、講座の紹介や社協事業の報告などの情報をわかりやすく提供します。

4. 指定管理事業（2-(1)-①・3-(2)-①・3-(3)-①）

朝倉及び杷木の老人福祉センター 2 か所の指定管理を行政から受託しています。老人福祉法第 14 条に基づき、地域の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者に健康で明るい生活を営んでいただくことを目的とするセンター運営を施行します。

物価高等により、非常に厳しい運営が続きますが、館内の衛生管理、室温調整等こまめな気配りができるよう、施設の維持管理に努めます。

また、消防法に基づく消火訓練や避難訓練を行い、適切な施設管理に努めます。

5. 福祉表彰（1-(2)-②・1-(3)-①）

朝倉市の社会福祉に多大に貢献また永年尽力された方や団体、また本会への高額寄附などによる被表彰者候補者を表彰審査会の審査し、受賞者を福祉表彰式にて表彰いたします。表彰を通じて、被表彰者、団体の活動をみなさまにお知らせし、これからのボランティア活動についても発信できるようにボランティア育成の普及に尽力します。

6. 赤い羽根共同募金事務

(1-(1)-①②・1-(2)-①②・1-(3)-①②③・2-(1)-②③・3-(1)-①②・3-(2)-①・3-(3)-①・3-(4)-①)

地域の社会福祉活動のための貴重な財源が、赤い羽根共同募金です。募金を通してできるボランティアであり、地域の福祉活動の助成・障がい者や高齢者の疑似体験、また児童青少年への福祉教育など赤い羽根共同募金のつかいみちに理解を求め、丁寧な説明に努めます。また、法人募金、自動販売機募金や百貨店プロジェクトなど企業の参加を積極的に進めます。

※百貨店プロジェクトとは

“寄付つき商品・企画”を販売し、売上の一部を赤い羽根共同募金に寄付することにより、地域社会に貢献する企業・団体等を募集するプロジェクトです。

福祉課

1. 小地域福祉活動の推進

(1-(1)-②・1-(3)-①③・2-(1)-②・2-(2)-①・3-(1)-①②)

身近な地域での住民のつながり・支えあい活動を推進していくため、地区社協と月1回の朝倉市地区社会福祉協議会連絡会を開催し、活動状況や情報交換を行うなど連携・協働を図り、担い手づくりや地域福祉活動の推進に努めます。また、「地域福祉・活動計画」を具現化するため、地区の課題や問題点の解決に向けて地区社協ヒアリングを実施し、地区の実情に合った、無理のない地区社協の小地域活動を支援します。

2. 生活支援体制整備事業 (1-(1)-②・1-(3)-③)

地域の課題を共有し、その地域ならではの支えあいの仕組みづくりを地域の方と一緒に考え、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続

けることができるよう、地域、行政、民間企業等が連携しながら、第2層協議体構築・運営支援業務として「協議体の設置」や「生活支援コーディネーター」の活動により高齢者を支える地域づくりを進めていきます。

3. 相談事業

(1) 総合相談 (2-(1)-①・3-(3)-①)

市民の日常生活上の悩みごとや心配ごとに対して、専任相談員、民生委員、弁護士、司法書士による相談事業を行います。

- ① 心配ごと相談 甘木本所、朝倉支所、杷木支所の3か所で開催します。
- ② 法律相談 弁護士による相談（月2回）を甘木本所で実施します。
- ③ 司法書士相談 司法書士による相談（月1回）を甘木本所で実施します。

(2) 生活福祉資金貸付事業 (2-(1)-③)

福岡県社会福祉協議会の窓口事業として、経済的、社会的基盤が不安定な低所得世帯等に対し、経済的な自立をめざし、安定した生活に結び付けることを目的に低利子又は無利子で福祉資金貸付を行います。

① 特例貸付世帯相談支援事業

生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）の償還期間内において、生活困窮が続いている借受人世帯への相談支援を行います。

(3) 日常生活自立支援事業 (2-(1)-③)

社会福祉法に基づき、認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的に、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。

(4) ふくおかライフレスキュー事業 (1-(3)-③・2-(1)-③)

社会福祉法人の地域の公益的な取り組みとして、生計困難者への心理的不安の軽減や公的制度や福祉サービス等への橋渡しを行うことを目的として生計困難者等に対する相談・支援を行います。

① ふくおかライフレスキュー朝倉連絡会

朝倉市社会福祉施設代表者連絡会（市内13社会福祉法人）の下部組織として、ふくおかライフレスキュー事業における支援内容報告や支援

困難事例等の協議、研修などを行い社会福祉法人のネットワークづくりを推進します。

② 制服バンク

福岡県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業には中学校入学時の貸付はありませんが、その相談が複数あったこと、また入学時の制服代等の負担が大きいことから、中学校を卒業された方から不要になった制服をお預かりし、必要とされる方へお渡しする事業（制服バンク）を行います。

4. 成年後見センター運営事業＜新規事業＞（3-(3)-②）

判断能力が十分でない認知症、知的障がい、精神障がい等のある人やその保護者等からの相談に応じ、安心して成年後見制度が利用できるよう、関係機関と地域連携ネットワークを構築し利用促進に取り組みます。

5. 災害ボランティアセンター事業

(1) 災害ボランティアセンター事業（3-(1)-①）

災害時に備えて、円滑な災害ボランティア活動を行うための資機材の整備や体制づくりに取り組みます。

① 災害備蓄倉庫の資機材管理

災害時において、ボランティアや地域住民が使用する資機材を保管する資機材倉庫の管理運営を行います。

② 災害時支援における四者連携会議

大規模な災害が発生した場合に備えて、円滑なボランティアセンターの設置運営ができるように、市社協と市役所、朝倉青年会議所、朝倉ライオンズクラブとの協力体制を整えます。

③ 朝倉情報共有会議

災害の被災者に対する支援について、ボランティア活動等で携わっている関係各機関が集まり、情報共有・意見交換を行い災害時における支援に役立てます。

④ 災害時支援ボランティアの募集

災害ボランティアが必要になった場合、円滑かつ効果的な活動につなげることができるよう事前にボランティアを募集し、支援体制を整えます。

6. ふれあいのまちづくり事業

地域においてさまざまな人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障がい者、児童・青少年等に対し、地域に即した創意と工夫を行った福祉サービスを提供するとともに、それらを永続的かつ自主的に提供する体制の整備を図ることを目的に取り組みます。

(1) ボランティアに関する相談支援事業 (1-(2)-②・1-(3)-①②)

ボランティアコーディネーターを配置して、誰もがボランティア活動に参加できるまちづくりを推進するために、ボランティア活動に係る情報を提供するとともに、活動のきっかけづくりや相談・支援、情報提供などの事業を推進します。また、住民の自主的参加を促進するため、さまざまなボランティア養成講座を開催し、人材の発掘と育成に努めます。

(2) 地域福祉活動推進事業 (共同募金配分金事業)

(1-(1)-②・1-(3)-①③・2-(1)-②)

「ともに認め合い 支え合い みんなで進める共生のまちづくり」をめざす地域福祉社会の実現を図るため、地区社協が行う地域福祉活動に対して助成を行います。

(3) 高齢者等地域見守り活動事業 (共同募金配分金事業)

(1-(3)-①・2-(1)-②・3-(1)-①②)

ネットワーク活動事業の一環として、ひとり暮らしの高齢者世帯等が地域で安心して暮らせるよう見守り活動の定着及び拡充によって、地域福祉の向上を図ることを目的に助成を行います。

(4) 福祉ボランティア団体支援事業 (共同募金配分金事業) (1-(3)-①)

市内を対象に福祉を目的とした地域福祉活動を行う福祉ボランティア団体に対し、活動助成を行います。

(5) 住民福祉ボランティアのつどい事業（共同募金配分金事業）

(1-(1)-①・1-(2)-②)

福祉に関する理解と啓発を行うとともに、地域で活動する市内の福祉ボランティア団体の紹介及び新たなボランティアの人材発掘と育成を目的として、朝倉市、朝倉市シニアクラブ連合会、朝倉市身体障がい者福祉協会、朝倉市ボランティア連絡協議会、朝倉市母子寡婦福祉会、朝倉市保護司会の後援を得て「朝倉市住民福祉ボランティアのつどい」を開催します。

(6) 布の絵本育成事業（1-(3)-①）

布の絵本やおもちゃの制作・寄贈を行います。

(7) 心配ごと相談事業（2-(1)-①・3-(3)-①）

民生委員・児童委員協議会と協力しながら、市民の困りごとの相談事業を行います。

7. 障害者総合支援法 障がい者関連事業

(1) 地域生活支援事業（3-(2)-①）

障がいのある方が、その有する能力や個性に応じ自立した日常生活又は、社会生活を営むことができることを目的に取り組みます。

① 奉仕員養成研修事業

○点訳奉仕員養成講座

視覚障がい者の情報支援のため、点訳の基礎と視覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を開催します。

○朗読奉仕員養成講座

視覚障がい者の情報支援のため、朗読の基礎と視覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を開催します。

② 手話奉仕員養成研修事業

○手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編）

聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図るために、手話奉仕員の養成講座を開催します。

○手話通訳者養成講座（通訳Ⅰ講座）

聴覚障がい者の社会生活上必要な場面で手話通訳を担う、手話通訳者の養成講座を開催します。

③ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者のために、音訳CDを作成し、生活上必要性の高い情報などを定期的に提供する事業。

・広報あさくら、社協だより、議会だより

④ 生活訓練等事業

○視覚障がい者生活訓練事業

視覚に障がいのある方を対象に社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練を実施します。

○聴覚障がい者コミュニケーション情報教室

聴覚に障がいのある方を対象に、社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練を実施します。

○身体障がい者生活訓練事業

身体に障がいのある方を対象に、社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練を実施します。

○知的障がい者生活教室事業

知的障がいのある方を対象に、生活の基礎学習とレクリエーション等を通じて社会生活適応能力を身につける学習会及びスポーツ教室を実施します。

⑤ 自発的活動支援事業

障がい者施設等において、障がい児・者の社会復帰に関する活動に対して、相談援助・情報提供を行うボランティアの支援を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳、代筆、代読、音声訳等の方法により意思疎通を支援するために、手話通訳を行う者を配置します。

⑦ 移送サービス事業

一般の交通手段を利用することが困難な身体に障がいがある方に、移送サービス用自動車を運行する事業を実施します。

(2) 障がい者移動支援事業 (3-(2)-①)

視覚に障がいのある方を対象に外出の移動支援（ガイドヘルパーの派遣）を行います。

8. 介護予防事業

(1) ふれあい・いきいきサロン（地域ミニデイサービス推進事業）

(1-(2)-①・1-(3)-②・3-(2)-①)

家に閉じこもりがちな高齢者等に対して、自治公民館などで「ふれあい・いきいきサロン」の開催を積極的に推進するとともに、レクリエーション、健康体操や趣味活動を支援し、社会参加や介護予防に努めます。また、市内全域に「ふれあい・いきいきサロン」が設置できるように随時説明会等を行い推進します。

(2) いきいき健康クラブ（通所型介護予防普及啓発事業）（3-(2)-①）

高齢者を対象に、介護予防を中心とした生きがい対策の取り組みとして、健康体操や栄養改善及び口腔機能などを柱として、レクリエーションや季節の行事などを楽しみながら、介護を必要としない心と体づくりをめざして、いつまでも自宅で健康に生活ができるように支援します。

(3) 外出支援サービス事業（3-(2)-①）

いきいき健康クラブ（通所型介護予防普及啓発事業）に参加される方を対象としてマイクロバスやコミュニティバスによる送迎を行います。

(4) 高齢者筋力トレーニング事業（3-(2)-①）

高齢者の方を対象に、トレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもと、運動機能の維持向上を目的に3か月間（22回）実施し、介護予防及び健康管理を支援します。

(5) 健康づくりサポート事業（3-(2)-①）

高齢者筋力トレーニング事業修了者の方を対象に、継続的にトレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもと、運動機能の維持向上を目的として実施します。

9. 共同募金配分金事業

共同募金に対する市民の理解を深めながら募金活動に努めるとともに、地域福祉の推進を図るために以下の事業を行います。

(1) 高齢者福祉の推進

① 高齢者等地域見守り活動事業（ふれあいのまちづくり事業）

(1-(3)-①・2-(1)-②・3-(1)-①②)

ネットワーク活動事業の一環として、ひとり暮らしの高齢者世帯等が地域で安心して暮らせるよう見守り活動の定着及び拡充によって、地域福祉の向上を図ることを目的に、助成を行います。

② ふれあい・いきいきサロン支援事業（1-(2)-①・1-(3)-②・3-(2)-①）

住民主体で実施する「ふれあい・いきいきサロン」に対して、助成を行います。

③ 朝倉市シニアクラブ連合会活動支援事業（1-(3)-①）

朝倉市シニアクラブ連合会が取り組む活動に対して、助成を行います。

(2) 障がい児・者福祉の推進

① 障がい児・者ボランティアワーク事業（1-(2)-②）

市内在住の児童・生徒やボランティアや福祉に関心のある方を対象に障がい者スポーツ体験等を行い、交流を通じて障がいに対する理解を深めることを目的として実施します。

② 障がい児・者レクリエーション交流事業（1-(2)-①）

市内在住の障がいのある方やその家族とボランティアの交流をすることにより、障がいに対する理解と福祉の向上を図ることを目的として実施します。

③ 朝倉市身体障がい者福祉協会活動支援事業（1-(3)-①）

朝倉市身体障がい者福祉協会が取り組む活動に対して、助成を行います。

(3) 児童・青少年福祉の推進

① 小・中学生ボランティアスクール事業（1-(1)-①）

小・中学生を対象に防災センターを訪問し、体験学習をすることで災害に対しての備えを学ぶことを目的として実施します。

② あさくらキッズマネースクール（3-(2)-①）

幼少期のころから、正しいお金の使い方を考える金銭感覚を養うことを目的に、あさくらキッズマネースクールを実施します。

③ 福祉教育指定校事業 (1-(1)-①・1-(3)-①)

市内の小・中・高校を対象として、学校でのボランティア活動や福祉学習に対する助成及び福祉教育指定校連絡会を開催します。

④ 朝倉市母子寡婦福祉会活動支援事業 (1-(3)-①)

朝倉市母子寡婦福祉会が取り組む活動に対して、助成を行います。

(4) 福祉育成援助活動の推進

① 福祉機器整備事業 (3-(2)-①)

市民に貸し出す車いすなどの購入・修理や福祉体験学習に使用する福祉機器の購入や整備を行います。

② 生活困窮者食料品・日用品支援事業 (2-(1)-③)

生活に困窮されている方に対して、必要となる食料品・日用品を購入し配付します。

③ 住民福祉ボランティアのつどい事業 (ふれあいのまちづくり事業)

(1-(1)-①・1-(2)-②)

福祉に関する理解と啓発を行うとともに、地域で活動する市内の福祉ボランティア団体の紹介及び新たなボランティアの人材発掘と育成を目的として、朝倉市、朝倉市シニアクラブ連合会、朝倉市身体障がい者福祉協会、朝倉市ボランティア連絡協議会、朝倉市母子寡婦福祉会、朝倉市保護司会の後援を得て「朝倉市住民福祉ボランティアのつどい」を開催します。

④ 福祉ボランティア育成事業 (ふれあいのまちづくり事業)

(1-(2)-②・1-(3)-①②)

福祉ボランティア活動に関心のある住民を対象に、福祉に関する各種講座を開催し、ボランティアの育成を行います。また、市社協登録福祉ボランティア団体に対して、活動助成を行います。

⑤ 協働推進事業 (1-(1)-②・1-(3)-①③)

市内の地域課題に対して、課題解決のための活動を実施している、または実施する計画がある市民活動団体に対して助成を行い、住民主体の地域福祉活動を促進します。団体と本会が協働で事業を推進していくことで、柔軟性や新しい発想を活かして課題解決に取り組み、地域福祉活動の推進を図ることを目的として実施します。

- ⑥ 地域福祉活動推進事業（ふれあいのまちづくり事業）
（1-(1)-②・1-(3)-①③・2-(1)-②）
「ともに認め合い 支え合い みんなで進める共生のまちづくり」
をめざす地域福祉社会の実現を図るため、地区社協が行う地域福祉活動
に対して助成を行います。
- ⑦ 市民向けの教養講座事業（1-(3)-②）
市民向けの講座を開催することで、個々の知識を高め、自己理解を
深めることを目的に開催します。
- ⑧ 朝倉市ボランティア連絡協議会活動支援事業（1-(3)-①）
朝倉市ボランティア連絡協議会が取り組む活動に対して、助成を行
います。
- ⑨ 朝倉市保護司会活動支援事業（1-(3)-①・3-(4)-①）
朝倉市保護司会が取り組む活動に対して、助成を行います。
- ⑩ 災害防災対策事業（3-(1)-①）
災害ボランティアセンターの運営を行うにあたり、復旧活動を円滑に
行えること、かつ、その後のコミュニティ形成の視点を含め、万一の損
害に備え、朝倉市・市社協・関係団体・ボランティア・地域住民が一体
となって地域全体で支援活動に取り組む体制を平時から構築し、日頃か
ら顔の見える関係づくりを行い「災害に強い地域づくり」を目的として
実施します。

10. その他の事業

- (1) P－UP事業（3-(2)-①）
16歳以上の方を対象にトレーニング機器を使ってインストラクター
の指導のもと、健康増進を目的として実施します。
- (2) 福祉体験学習（1-(1)-①）
市内の小・中学校の生徒を対象に、車イス、高齢者疑似体験、手話
学習、点字学習、アイマスクなどの体験学習での指導や講師の斡旋を
行います。
- (3) 福祉機器の貸出（3-(2)-①）
車いすや遊具などの福祉機器を必要とする方へ貸出を行います。
- (4) 社会福祉士実習生受け入れ
社会福祉士をめざす実習生の指導を行います。

**第2次朝倉市地域福祉計画・第4次朝倉市地域福祉活動計画
(地域福祉・活動計画)体系コード表**

基本理念		ともに認め合い 支え合い みんなで進める共生のまちづくり						
基本目標		基本方針		基本施策		体系コード		
1	住民が中心に取り組む地域づくり	(1)	福祉意識の醸成	①	福祉教育の推進	1-(1)-①		
				②	支え合いの心を育む住民協働	1-(1)-②		
		(2)	地域づくり、交流の促進	①	地域交流の促進	1-(2)-①		
				②	ボランティア活動の推進	1-(2)-②		
		(3)	地域福祉活動への支援	①	関係団体への支援	1-(3)-①		
				②	担い手育成	1-(3)-②		
				③	多様な担い手の地域福祉活動への参加	1-(3)-③		
		2	包括的な相談・支援体制づくり	(1)	包括的な相談支援体制の充実	①	包括的な支援体制の構築	2-(1)-①
						②	見守り体制の強化	2-(1)-②
③	自立支援の推進					2-(1)-③		
(2)	地域を支えるネットワークづくり			①	地域ネットワークの構築・強化	2-(2)-①		
(3)	情報発信・情報提供の充実			①	福祉に関する情報発信の充実	2-(3)-①		
3	安全・安心に地域で生活できる環境づくり	(1)	安全・安心な地域づくり	①	防災活動の推進	3-(1)-①		
				②	地域ぐるみの防犯活動	3-(1)-②		
		(2)	福祉サービスの充実	①	福祉サービスの質的向上	3-(2)-①		
		(3)	権利擁護体制の充実	①	人権擁護と虐待防止	3-(3)-①		
				②	成年後見制度の利用促進	3-(3)-②		
		(4)	再犯防止の推進	①	再犯防止の環境づくり	3-(4)-①		